「甲府市多文化共生推進計画(2021)」の策定について

1 多文化共生の定義

総務省「地域における多文化共生推進プラン」

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を 築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2 国際交流から多文化共生へ

令和元年末現在における全国の中長期在留者数は 262 万 636 人、特別永住者数は 31 万 2,501 人で、これらを合わせた在留外国人数は 293 万 3,137 人となり、前年末に比べ、20 万 2,044 人 (7.4%) 増加した。また、わが国の総人口に占める割合も 2.37%で、在留外国人数の都道府県別では、47 都道府県中、46 の都道府県で前年末の在留外国人数を上回っている。

今後、全国的な課題でもある人口の減少や国際化の進展によって、人の国際移動がますます活発となる中で、地域における外国人住民の割合はさらに増加することが予想されるところであり、外国人住民への対応は、一部の地方自治体のみならず、全国的な共通の課題となりつつある。

地方公共団体においては、これまで「国際交流」と「国際協力」を柱として、地域の国際化を推進し、外国人が活動しやすいまちづくりに取り組んできたところであるが、今後は地域社会の活力を維持する戦力である「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められている。

山梨県では2007年(平成19年)に「やまなし多文化共生推進指針」を、2020年(令和2年)に「やまなし外国人活躍ビジョン」を策定し、市町村に対して積極的な取り組みの必要性を示している。

<国における多文化共生への流れ>

国際交流 1987年(昭和62年)「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」

↓ 1988 年 (昭和 63 年) 「国際交流のまちづくりのための指針」

↓ 1989 年(平成元年)「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」

国際協力 1995年(平成7年)「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」

→ 2000 年(平成 12 年)「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力大綱におけ → る民間団体の位置付けについて」

多文化共生 2006年 (平成18年)「地域における多文化共生推進プラン」

2012年(平成24年)「多文化共生の推進に関する研究会」

2016年(平成28年)「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」

3 多文化共生推進計画策定の必要性

甲府市の在留外国人数は、2020年(令和 2年)3月 31 日現在で 5,539 人(男 2,588 人、女 2,951 人)であり、2016年(平成 28年)3月末の 4,934 人と比較し、約 1.1 倍となっている。

本市の外国人住民への対応については、相談、教育、福祉、環境など生活全般にわたることから外国人住民に住みよいまちづくりに向けて、関係各課において個別で対応を進め

てきており、2016年(平成28年)4月に策定した「甲府市多文化共生推進計画(2016~2020)」を踏まえ、外国人に住みよいまちづくりの実現を目指してきたところである。

今後、日本の総人口の減少とともに、国際化の進展により、人の国際移動がますます活発になる中で、社会の活力を維持するためには、外国人を含めたすべての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠である。こうしたことから、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに参加できるようにするために、日本人の意識啓発や外国人住民の自立・社会参画意欲の促進など、共生の地域づくりを積極的に進めるとともに、日本語学習や情報の多言語化の推進に加え、居住、教育、労働、医療、福祉など、外国人住民の生活環境を整備していく取り組みが必要である。

一方、地震や水害などの自然災害に加え、世界的に流行している新型コロナウィルスの 感染防止への対応など、外国人住民への支援に関わる課題の抽出・分析及びその解決方法 を検討することが早急に求められている。

こうしたことから、本市では、今後の更なる多文化共生の取り組みを推進し、外国人に 住みよいまちづくりの実現を目指し「甲府市多文化共生推進計画(2021)」を策定する。

4 多文化共生推進計画策定の体制

「甲府市多文化共生推進計画(2021)」の策定に向けては、次のような組織を設置し検討・協議を進める。

- (1) 甲府市多文化共生推進委員会
 - ○甲府市多文化共生推進計画策定に向けて調査、研究を行う。
 - ○学識経験者、関係団体の代表者、一般公募による市民等で構成する。(11 名)
- (2) 甲府市多文化共生庁内連絡会議
 - ○本市における多文化共生の推進にあたり、外国人住民を取り巻く問題点やその対応などについて、協議、調整等を行う。
 - ○秘書課長、国際交流課長、情報発信課長、危機管理課長、防災企画課長、防災指導課長、企画課長、市民課長、国民健康保健課長、協働推進課長、滞納整理課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、医務感染症課長、子育て支援課長、子ども保育課長、母子保健課長、減量課長、雇用創生課長、観光課長、商工課長、住宅課長、都市計画課長、道路河川課長、医事課長、学校教育課長、学事課長、図書館館長、営業課長により構成。(29 名)
- (3) 甲府市多文化共生庁内連絡会議(ワーキンググループ)
 - ○多文化共生庁内連絡会議と連携し、具体的な課題について、調査、研究等を行う。
 - ○秘書課、国際交流課、情報発信課、危機管理課、防災企画課、防災指導課、企画 課、市民課、国民健康保健課、協働推進課、滞納整理課、高齢者福祉課、介護保 険課、医務感染症課、子育て支援課、子ども保育課、母子保健課、減量課、雇用 創生課、観光課、商工課、住宅課、都市計画課、道路河川課、医事課、学校教育 課、学事課、図書館、営業課の係長等により構成。(29 名)

5 多文化共生推進計画策定に向けたスケジュール

(別紙)